

福津市社協だより

2020 8

TOPICS

P4~P6... **特集**

生きづらさや不安を感じていませんか

P2~P3..... 令和元年度事業報告・収支決算

P7 連載 こんにちは！民生委員です！
運転ボランティア養成講座参加者募集
防災・減災について考える研修会
参加者募集

P8 障がい者虐待防止センター
障がい者虐待防止研修会のご案内



📷 今月の表紙・・・運転ボランティア

高齢者や障がい者の移動を支援している
運転ボランティアの養成講座を実施します。
詳細は、P7をご覧ください。

赤い羽根共同募金

この広報誌は共同募金の
配分金により発行されています。



令和元年度事業報告

少子・高齢・核家族化の進行に加えて、生活様式の変化や経済社会の構造変化等により、地域社会や家庭の様相が変容し、地域の支えあい機能が希薄化して、引きこもりや虐待、悪質商法、経済的困窮等、地域生活を営む上での様々な課題を抱え支援を必要とする人が増えています。

社会福祉協議会は、そのような状況の改善に向けて、平成28年度に市と一体的に策定した第2期福津市地域福祉計画・福津市地域福祉活動計画に基づき、中間年度となる令和元年度は、新規に「第2層生活支援コーディネーター業務」を受託することにより、各郷づくり推進協議会との連携を密に図り、第2層生活支援コーディネーターとともに、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組みました。

また、全国的に甚大な災害が多発する中、災害が発生した時、災害ボランティアによる被災者の生活環境の回復活動を支援するために、社会福祉協議会が中心となって、関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置・運営することが、福津市地域防災計画に位置付けられています。令和元年度は災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、市と協議を重ね、「災害ボランティアセンター」の設置等に関する協定書を締結しました。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済的に大きな影響を受け生活困窮に陥る人が増えています。生活福祉資金特例貸付の迅速な相談受付対応を行うとともに、今回の経験をもとに、平常時から、見守り、支えあい、助けあふ地域への取り組みを進めています。

令和元年度のおもな事業活動報告

① 組織の運営

- 理事会の開催 6回/年
- 理事研修会 1回/年
- 評議員会の開催 3回/年
- 評議員選任・解任委員会 1回/年

② 地域での支え合い活動の充実

- 小地域福祉会 43カ所(新規結成1カ所)、活動支援・研修等の実施、郷づくり推進協議会との連携
- 介護予防サロン普及事業 25ヶ所
- 第2層生活支援コーディネーター業務(福津市委託事業)
- 外出支援団体サポート事業(福津市委託事業)
- 社会福祉法人連絡会の設置、公益活動の検討
- ふくおかライフレスキュー事業への参加
- 福津市との災害時連携の強化、ふくつ防災士会への参加
- 貸切バス補助事業 2団体
- ふくし活動用具貸出事業 195件/年
- 福祉団体支援(福津市あすなる会、福津市身体障害者福祉協会、福津市在宅介護者ぶどうの会、福津市シニアクラブ連合会)
- 民生委員・児童委員との連携



③ 包括的・総合的支援体制の確立

- 心配ごと相談事業 27件/年
- 生活福祉資金貸付事業(実施主体:福岡県社会福祉協議会) 相談受付件数 169件/年
- 手話講習会事業 3クラス、全36回
- 福津市障害者意思疎通支援事業(福津市委託事業) 270時間/年
- 車イス無料貸出事業 150件/年
- 移送サービス事業 21件/年
- 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業
【訪問介護】 5,356時間/年 【訪問型サービス】 787時間/年
- 障がい者居宅介護事業 402時間/年
- 地域生活支援事業(福津市委託事業) 89時間/年
- 同行援護事業 477時間/年
- 福津市ふれあい交流事業(福津市委託事業)
【啓発イベント】 ふくつまごころマーケット
【通年事業】 障がい者コミュニティカフェ“ふらっと” 5回/年 延べ52人参加
- 総合相談支援事業

④ 福祉サービスの充実と権利擁護

- あんしん安らか事業 契約件数 1件、相談件数 19件

身寄りのない高齢者が、安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、死後事務(葬儀・納骨・家財処分等)を行う事業です。
また、契約締結後には、定期的な見守りや入退院時の支援、緊急時の対応等を行います。



- 日常生活自立支援事業(福岡県社会福祉協議会委託事業)
相談件数 63件、支援回数 445件/年、令和2年3月末契約件数 29件
- あんしんサポート事業
相談件数 6件、支援回数 10回/年、令和2年3月末契約件数 1件
- 市民後見推進事業(福津市委託事業)
権利擁護事業運営委員会 3回/年
市民後見人養成研修、市民後見人養成研修(フォローアップ)、事例発表・意見交換会
- 法人後見事業 令和2年3月末受任件数 6件(うち後見 5件、保佐 1件)
- ひとり親家庭等日常生活支援事業(福津市委託事業) 14時間/年
- 障がい者虐待防止センター事業(福津市委託事業)
虐待対応・相談件数 116件/年
障がい福祉研究会 8回/年、障がい者虐待防止研修会 2回/年

⑤ 福祉教育と人材育成・支援

- ふくし体験教室事業 34回/年 ● 中学生職場体験受け入れ 3名
- ボランティア保険の加入 加入者数 707名
- ボランティア活動助成事業 7団体 ● ボランティア団体情報交換会 1回/年
- 福祉ボランティア養成講座 36名参加

⑥ 情報発信の充実

- 地域福祉啓発事業 4回/年 ● ホームページの公開 ● 広報誌発行事業 4回/年

⑦ 社協機能の充実強化と財源確保

- 社協機能の充実強化 ● 赤い羽根共同募金運動への協力 ● 歳末たすけあい配分金事業

⑧ その他

- 納骨堂管理運営事業

収支決算

●収入		(単位:円)	●支出		(単位:円)
種別	決算額		種別	決算額	
寄付金収入	1,410,170		人件費支出	67,013,935	
補助金収入	54,040,766		事業費支出	7,228,628	
受託金収入	18,747,444		事務費支出	12,291,221	
事業収入	1,758,385		助成金支出	7,965,832	
介護保険事業収入	21,415,558		固定資産取得支出	3,117,960	
障害福祉サービス等事業収入	2,186,637		積立資産支出	2,011,648	
利息収入	11,561		他の事業への繰入金	173,613	
その他の収入	487,132		その他活動による支出	2,217,840	
積立資産取崩収入	1,950,000		予備費支出	0	
他の事業からの繰入金	173,613		次年度繰越金	25,482,573	
その他の活動による収入	1,414,000		支出合計	127,503,250	
前年度繰越金	23,907,984				
収入合計	127,503,250				

心配ごと相談

心配ごと相談は、日常生活上のあらゆる相談に応じています。相談は、豊富な知識と経験を有する心配ごと相談員が受け付けます。「どこに相談したら良いのかわからない」「誰かに話を聞いて欲しい」等、何でもご相談ください。



心配ごと相談員のみなさん

《日 時》
第2・第4水曜日
10:00～15:00
《会 場》
ふくとびあ2階
会議室1

※事前の予約は
不要です。

『生きづらさ』や『不安』を感じていませんか

福津市社会福祉協議会では、市内の様々な機関や社会福祉法人等と連携して相談支援を行っています。どこに、誰に相談すればいいのかわからないそんな相談でも構いません。



相談支援係

法人後見事業

社会福祉協議会が法人として「成年後見人」「保佐人」「補助人」になり、判断能力が不十分な人の財産管理と身上監護を行います。

【財産管理とは】

通帳や印鑑を保管するだけでなく、ご本人が日常使用する範囲の金銭管理や公共料金・税金等の支払の管理、不動産の管理等を行います。具体的には、生活費の払い出しや介護保険等のサービス利用料の支払いや賃貸住宅の契約や解約の手続きなどの支援を行います。

【身上監護とは】

心身の状態や生活の状況に配慮して、ご本人の生活や健康・療養に関する法律行為を行います。具体的には、ご本人の生活状況の定期的な確認や入退院・施設入所時等の手続きなどを行います。医療同意や保証人等にはなりません。

【市民後見人の養成】

福津市では平成25年から市民後見人養成研修を実施し、現在24名の方が市民後見人として登録しています。市民後見人は、社会福祉協議会で担当している被後見人の方の実務の担当者として活動しています。

日常生活自立支援事業

認知症や障がい等のために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安があり困っている方を支援します。ご利用にあたっては、専門員がご自宅を訪問し、相談内容を確認後、支援計画を作成します。その後、利用契約を締結します。実際の支援は生活支援員が行います。

【サービス内容】

(1) 福祉サービスの利用援助

介護保険サービス等の福祉サービスの利用にあたって、情報提供や助言、利用する(やめるための)手続きを援助します。

(2) 日常的な金銭の管理

生活に必要なお金の出し入れやお金の使い方、年金や福祉手当等の受領に必要な手続きのお手伝いをします。

(3) 書類等のお預かり

通帳や印鑑、証書などを安全にお預かりします。



市民支援員

【利用料】

1時間	1,000円
1時間を超えて1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて2時間まで	1,700円
2時間を超えて2時間30分	2,050円

*生活保護を受けている方は、すべて無料です。

【預かり料】

日常的な金銭管理にかかる書類のお預かり(50万円以内の預金通帳や銀行印など)	月350円
普段取り扱わないその他の書類等を銀行の貸金庫等でお預かりする場合(500万円以内の預金通帳に限ります)	月250円

生活福祉資金貸付事業

経済的な自立及び生活意欲の助長促進等、安定した生活を送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

【対象者】

住民税非課税程度の低所得世帯、障がい者がいる世帯、65歳以上の高齢者がいる世帯。

【資金の内容】

資金の種類	困りごとの例
【総合支援資金】 失業等により収入が減少し、生活の維持ができなくなった世帯への貸付。	・失業し、生活に困っている。 ・再就職するまでの生活費が足りない。
【福祉費】 生活の維持や、生活をよりよくするために一時的に必要な経費の貸付。	・バリアフリー等、住居の環境を整えるため住宅を改修したい。 ・福祉車両を購入したい。
【緊急小口資金】 緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合の貸付。	・初任給までの生活費が足りない。 ・急な病気で医療費の支払いにより、生活費が足りなくなった。
【教育支援資金】 高校・大学等への就学に必要な経費への貸付(入学時に必要なものの購入や毎月の校納金等) *他制度優先のため、奨学金や教育ローンの相談はあらかじめ必要となります。	・奨学金は決定しているが、入学時の支払いまでに間に合わない。 ・大学の授業料が足りない。
【不動産担保型生活資金】 お住まいの居住用不動産を担保にした生活費の貸付。生涯住み続けることが要件となります。 *要保護世帯向けの申込については、申込相談窓口は 福祉事務所となります。	・持ち家である自宅で継続して生活したいが、年金だけでは生活費が足りない。

※緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付は令和2年9月まで申請受付が延長になっています。

あんしん安らか事業

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に利用者との契約をし、預託金を預かることで、死後事務(葬儀や納骨、家財処分等)を行います。

【対象者】

以下のすべての要件を満たす方が事業の対象となります。

- (1) 福津市内に居住する65歳以上の方(同居家族がいる場合、すべて65歳以上の親族)
- (2) 明確な契約能力を有する方
- (3) 原則として子がいない方
- (4) 生活保護を受給していない方

【入会金・年会費】

初回契約時に入会金と年会費を支払っていただき、その後は毎年1回、年会費を支払っていただきます。

入会金	15,000円
年会費	12,000円

【預託金】

葬儀費用、必要経費等の支払い、行政官庁等への諸届等、サービスを実施するのに必要な費用、交通費等の実費として使用します。

預託金	500,000円以上
残存家財処分サービス	業者見積もり額

*預託金の1割を事務執行費用としていただきます。

*その他、ご希望があれば有償にて入退院時の支援や書類等をお預かりするサービスを提供いたします。

『生きづらさ』や『不安』を感じていませんか

福津市内には、社会福祉協議会のほかにもさまざまな福祉の相談場所があります。
一人で悩まずに相談してみてください。

ふくおかライフレスキュー事業 ☎ 0940-34-3341



制度の狭間にある様々な生活課題に対応するために、社会福祉法人が施設種別の枠を超えて連携し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築し、生計困難者等に対する訪問・相談支援を行う事業です。また、緊急を要する場合には、**食材や水光熱費等の現物給付**も行います。経済的に自立し、安定した生活が送れるように支援を行います。

【福津市内の参加法人】

北筑前福祉会(津屋崎園)、南十字福祉会(筑前顕慈園、ナーシングケア宗像等)
進知会(双葉保育園、双葉中央保育園等)、福津市社会福祉協議会

高齢者の総合相談窓口

福津市地域包括支援センター

☎ 0940-43-0787

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援するための拠点です。職員は、健康や医療の面で支える保健師と、介護の面で支える主任ケアマネジャー、日常生活の困りごとなど福祉の面で支える社会福祉士の三つの職種で構成されています。

介護予防や心配ごとの相談など、それぞれの専門職員が連携をとりながら、総合的に支援します。



暮らしに困ったら

福津市福祉課生活相談係

☎ 0940-43-8188

生活困窮者自立支援法に基づいて、働きたくても仕事がない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、社会に出るのが怖くなった等、さまざまな困難の中で生活している方に包括的な支援を行っている相談窓口です。

就職のこと、住まいのこと、家計のことなどさまざまな相談を受け付けています。

暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まずにご相談ください。



障がい者の虐待に関する相談窓口

福津市障がい者虐待防止センター

☎ 0940-42-2580(社会福祉協議会内)

虐待が発生する要因は様々ですが、虐待をしてしまう人を含む家族全体を支援することが、根本的な虐待防止につながります。

虐待かな?と思ったら一人で悩まないで**通報・連絡・相談**してください。あなたの勇気と気遣いが障がい者の権利と尊厳を守ります。

詳細は8ページをご覧ください。

障がい者の相談窓口

福津市福祉課障がい福祉係

☎ 0940-43-8189

福津市障害者生活支援センター

ふくふくファミリー水光

☎ 0940-34-3366

福津市障害者相談支援事業

地域活動支援センター「みどり」

☎ 0940-34-9750

困っていることがはっきりと言い表せないけれど、なんとなく生活に不安を抱えている時や、対象になるような相談先がなく、悩みをどこに相談したらよいのかわからない時は、福津市社会福祉協議会までご相談ください。関係機関と連携し、あなたに寄り添った支援を行います。

福津市社会福祉協議会 ☎ 0940-34-3341

連載

こんにちは!

広げよう! 地域に根差した 思いやり!

民生委員です!



光陽台6区
中島 美和子さん

活動のモットー

「出会いを大切にしたい」

今回は、令和元年12月の改選から新しく民生委員に就任された光陽台6区担当の中島美和子さんにお聞きしました。

中島さんは、民生委員になる以前から健康レクサポーターとして市内のサロン等で口腔体操やレクリエーション、脳トレなどの講師として活動したり、光陽台6区でサロンを開催したりされてきました。自治会長から声をかけられ、これまでの経験を光陽台6区のために役立てたいとの思いで民生委員に就任されています。

光陽台6区は高齢化が進み、令和2年6月末の高齢化率は45.4%になりました。近所のつながりが希薄になっていますが、人と人や人と支援者をつなぐ民生委員として、一つ一つの出会いを大切に活動していきたいと語ってくださいました。

【表紙に活動の様子を掲載しています】

募集 運転ボランティア養成講座の参加者を募集します

本会では外出時に車いすが必要な方々の移動を支援するために車いすでの乗降が可能な車両を貸出しています。本事業において、運転を担うご家族がいない方等へ運転ボランティアの紹介を併せて実施しており、このボランティアを養成するための講座です。

日時 令和2年9月10日(木)
10時～15時まで

会場 ふくとびあ2階 にこにこルーム

定員 8名(先着)

対象者 普通運転免許を有し運転ボランティアとして活躍する意思がある方

参加費 無料(昼食は自身でご準備願います)

内容 (1)事業についての説明
(2)運転ボランティアとの交流・情報交換
(3)移送車両乗降訓練・模擬運転

その他 詳細なプログラムなどは福津市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

福津市社会福祉協議会
TEL : 0940-34-3341



防災・減災について考える研修会の参加者を募集します



数々の被災者支援に携わってきた講師の話や災害時に役立つ土嚢をつくる体験をとおして、災害について学ぶことで安心・安全な地域を目指します。

日時 令和2年9月18日(金)
13時30分～15時45分まで

会場 宮司コミュニティセンター他

定員 25名(先着)

参加費 無料

講師 NPO法人リエラ 代表理事 松永 謙矢

大分県中津市出身。大学生の時に発生した東日本大震災を機に災害支援に携わり、大学卒業後NPO法人レスキューストックヤードに入職し多くの災害支援を経験する。平成29年九州北部豪雨で大分県日田市に支援に入ったことがきっかけとなり同市に移住、NPO法人リエラを設立し住民目線の防災活動・災害支援にあたっている。

お問い合わせ 福津市社会福祉協議会
TEL : 0940-34-3341

※いずれの研修会も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により急遽延期・中止することがありますので予めご了承ください。

知っていますか？ 障害者虐待防止法

近年、障がい者虐待について痛ましい報道を多く見聞きします。虐待が起きる原因として、周囲の障がいに対する理解の不足や、本人や家族が地域から孤立していることがあると言われています。虐待を防止するためには、みんなが関心を持ち、早期に発見することが必要です。

障害者虐待防止法とは、障がい者のあたりまえの生活を守るための法律です。そのため、障がい者の虐待の予防と早期発見、早期対応を目的に、この法律では、**すべての人に「虐待を受けたと思われる障がい者」を発見した場合の通報が義務付けられています。**

介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど、虐待が発生する要因は様々ですが、虐待をしてしまう人を含む家族全体を支援することが、根本的な虐待防止につながります。ご協力をお願いします。

「虐待じゃないかもしれないけど・・・」

そんな場合でも、まずは、ご相談ください。

相談・通報先

福津市障がい者虐待防止センター(福津市社会福祉協議会内)

TEL : 0940-42-2580 FAX : 0940-34-3343



令和2年度福津市障がい者虐待防止研修会



虐待を防止するために必要となる障害者虐待防止法について基礎を学び、虐待防止に対する理解を深めます。

日 時 令和2年9月4日(金) 16時00分～17時00分まで

会 場 ふくとびあ1階 健康プラザ

対象者 市民、市内の福祉事業所職員
障がい者を雇用されている企業等

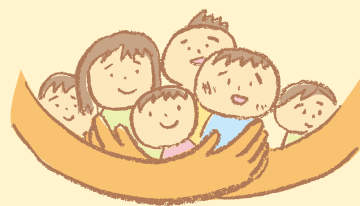
内 容 「障害者虐待防止法の基礎理解について」

講 師 福岡高齢者・障害者虐待対応チーム
弁護士 柴尾 知成 先生

申し込み 令和2年8月28日(金)までに電話にてお申し込みください。
(定員50名になり次第受付を終了します)

お問い合わせ 福津市社会福祉協議会
TEL:0940-34-3341

その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により
急遽延期・中止することがありますので予めご了承ください。



地域の公民館や、施設、企業等を対象として障がい者虐待防止についての出前講座も開催しています。開催を希望される方は福津市社会福祉協議会(☎0940-34-3341)までご連絡ください。